

# 小豆島自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、小豆島自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出援護、避難誘導等、応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施及び参加に関すること。
- (5) 防災資器材の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(事務所の所在地)

第4条 本会の事務所は自治会長宅に置く。

(会員)

第5条 本会は、自治会内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 部長 若干人

2 会長は自治会長、副会長は自治会副会長がこれにあたる。

3 部長は、会長が選任する。

4 役員任期は、自治会役員任期とする。

(役員任期)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は、その任務を代理する。

3 部長は、本会の構成員となり、本会の運営にあたる。

(会議)

第8条 本会の会議は、役員会とする。

(役員会)

第9条 役員会は、必要の都度会長が招集する。

2 役員会は、会長、副会長、部長で構成する。

3 役員会は、次の事項について審議する。

(1) 規約の改正に関する事。

(2) 事業計画に関する事。

(3) その他重要な事項。

4 役員会で決定された事項については、会員に周知徹底する。

付 則

この規約は、平成18年12月4日から施行する。